

岩手県医療局管理規程第13号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月15日

岩手県医療局長 熊谷 泰樹

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休憩時間) 第26条 休憩時間は、勤務6時間以上7時間45分以内である場合においては1時間（医療局長が別に定める場合にあつては、1時間15分）、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間（医療局長が別に定める場合にあつては、 <u>2時間</u> ）を勤務時間の途中に与える。 2～4 [略]	(休憩時間) 第26条 休憩時間は、勤務6時間以上7時間45分以内である場合においては1時間（医療局長が別に定める場合にあつては、1時間15分）、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間（医療局長が別に定める場合にあつては、 <u>少なくとも1時間15分</u> ）を勤務時間の途中に与える。 2～4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。